

公益社団法人 日本磁気学会

会員規定

(目的)

第1条 この法人の構成員である会員の資格や権利、義務、入会ならびに退会に関する事項を定めることにより学会を公正かつ適切に運用するため、理事会の決議により、この規定を定める。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員の種別は定款第3章第7条に定める正会員、学生会員、賛助会員、および名誉会員の4種とする。

(入会)

第3条 この法人の会員になることを希望する者は、本規定で定める届出用紙に本規定で定める必要事項を記入して日本磁気学会会長に提出し、理事会の審査を受けて承認された後に会員となる。入会にあたり、人物等を証明する書類等を求める場合がある。

- (1) 正会員：所定の事項を記入した申込用紙を会長に提出する。尚、紹介者の名前を記入する事が好ましい。
- (2) 学生会員：指導教員の名前など所定の事項を記入した申込用紙を会長に提出する。
- (3) 賛助会員：この法人の活動の経済的な援助を希望する法人あるいは個人が所定の事項を記入した申込用紙を会長に提出する。

2 正会員および学生会員の入会の申込用紙の書式は別表第一に、賛助会員の入会申込書を別表第二にそれぞれ示す。提出は専用用紙またはネットワーク上申込書のいずれかで行う。

3 理事会は入会審査にあたり厳正に会員としての資格審査にあたらないければならない。

4 入会にあたり、人物等を証明する書類等を求める場合がある。

(会員の要件)

第4条 会員となる資格要件はこの法人の活動に賛同する法人あるいは個人であると同時に、この法人の永続的存続に貢献する意欲を必要とする。ただし、名誉会員の資格要件については第5条において定める。

(名誉会員の資格)

第5条 名誉会員は理事会での審議を経て推薦し、総会における普通議決により決定し、

名誉会員証が授与される。名誉会員は会員としての資格を同時に有する。

2 理事会における名誉会員の推薦基準は下記のとおりとする。

- 1) 前または元会長で、65歳以上の会員
- 2) 前または元副会長で、70歳以上の会員
- 3) 学会賞受賞者で、65歳以上の会員
- 4) 業績賞受賞者で、70歳以上の会員
- 5) 磁気分野における業績で文化勲章または文化功労者の顕彰を受けられた会員
- 6) 磁気分野で学士院賞等を授賞し、本学会に功績顕著な者で、65歳以上の会員
- 7) 前記の1)～6)項と同等あるいはこれに準ずる業績および功績のある者

(会員の資格期間)

第6条 会員としての資格は理事会が入会を承認した日に始まり、退会の手続きを完了した日、又は除名処分を受けた日に終わる。

(会員の資格変更)

第7条 学生会員が学籍を失った場合は正会員に編入される。

(休会)

第8条 日本国内に在住する会員が満1ケ年以上日本国外に滞在する場合は本人の申し出によりその在外期間中休会することができる。これ以外の理由による休会は認めない。

(会員の権利と義務)

第9条 正会員は以下の特典、権利および義務を有する。

- (1) この法人の主催する学術講演会、研究会、専門研究会、セミナーなどの行事あるいはこの法人が協賛あるいは共催する行事に会員資格で参加できる。
- (2) この法人が編集する学術雑誌へ論文や記事を投稿することができる。
- (3) この法人が編集する学術雑誌の配布を受けることができる。
- (4) 優秀な論文や講演、あるいは業績に対して表彰を受けることができる。
- (5) 第10条にて定める会費を納入しなければならない。
- (6) 定款に定める総会に出席し、意見を述べ、議決に参加できる。

2 学生会員は、正会員の(1)から(5)までの特典、権利および義務を有する。

- (1) 学生会員は各種行事へ参加する場合の会費などの割引を受できる。

3 賛助会員は以下の特典、権利および義務を有する。

- (1) 正会員の(1)から(5)までの特典、権利および義務を有する。
- (2) 行事に会員資格で参加できる人数は、法人会員にあつては第10条にて定める会費納入の口数に5をかけた人数がまた、個人資格の賛助会員は本人のみが会員資格で参加できる。
- (3) この法人が編集する学術雑誌の配布を受ける冊数は、口数を上限にした冊数の配布を受ける事が出来る。
- (4) 優秀な論文や講演、あるいは業績に対して表彰を受けることができる。
- (5) 第10条にて定める会費を納入しなければならない。

4 名誉会員は以下の特典、権利および義務を有する。

- (1) 正会員の(1)から(5)までの特典、権利および義務を有する。
- (2) 第10条にて定める入会金および会費が免除される。

(会費)

第10条 会費は入会金と年会費からなる。会員は以下の規定に従って入会金および年会費を納入しなければならない。

- 2 理事会の審議を経てこの法人への入会が決定した正会員および学生会員は初年度には入会金と年会費を納入しなければならない。それ以降の年度は年会費のみ納入する。
- 3 理事会の審議を経てこの法人への入会が決定した賛助会員は第10条の5で示す賛助会員の年会費に口数をかけた金額を納入する。
- 4 名誉会員は年会費の納入が免除される。

5 入会金および年会費は2026(令和8)年度以降、以下に定める通りとする。

会員種別	正会員	学生会員	賛助会員
入会金	2,000	1,000	—
年会費	12,000	5,000	50,000*

*：賛助会員の年会費は一口当たりの金額で何口でも納入できる

- 6 休会期間中は会費を免除する。ただし、会員としての権利を行使することはできない。
- 7 この法人の正会員として30年以上在籍し、収入を伴う常勤の職を持たない60歳以上の正会員は、年会費の減免を年度の始まる前に理事会に申請することができる。理事会はその内容を審査し減免を決定する。減免後の年会費は5000円とする。
(140417, 160311 改訂)
- 8 この法人の正会員で、かつ、別途、終身会員規定に定める資格を有する者は、所定の会費を一括納入して申請することにより、申請翌年度以降の年会費が免除となる。

9 いったん納入した会費はいかなる理由があっても返還しない。

10 規定第7条の会員資格変更が生じた場合、入会金を納入する必要はない。

(会費の納入時期)

第11条 会員は毎年度分（4月から翌年3月まで）の会費を新年度の始まる前月末（3月末日）までに納入しなければならない。ただし、賛助会員は会費の納入を新年度の6月末日までに延期することを申し出ることができる。

2 新年度に第10条の7の条件を満たす正会員で、会費減免を希望する者は、減免後の会費を納入する。但し、理事会において会費減免対象者として承認されなかった場合は、正規の会費との差額を新年度の6月末日までに納入しなければならない。

(会費の未納)

第12条 3月末日までに第11条に規定する会費を新年度の会費を未納の場合は、納入を促す督促状を会員宛てに送付する。およそ、4月、7月に、また、12月の次年度会費支払い通知時においては、自動退会処置の適用がある旨を記した警告文書を発送する。

(会費未納者の措置)

第13条 当該年度会費未納となった場合の措置として、当該年度の会員の権利を行使する事が出来ない。

2 会費を完納した場合には会員の権利行使権を回復する。

3 会員の権利行使権停止期間に配布停止した学会誌を配布できない場合には、当該会員にその旨通知するものとする。 (150116改訂)

(自動退会の措置)

第14条 第12条に規定する会費の滞納が1年以上に及ぶ場合に自動退会措置を取る場合は理事会にその内容を報告し承認を受ける。当該会員に退会措置が取られることを通知する。

2 自動退会措置が適用された会員は、3年間は再入会は認めない。

ただし、会費未納にやむを得ない事情がある場合は理事会の審議を経て会員資格を継続することができる。

(退会)

第15条 正会員あるいは学生会員あるいは賛助会員が第14条に規定する自動退会規定によらないで退会を申し出る場合は別表第三で定める様式の文書により申し出てそれを理事会で審議、承認した後に退会となる。

2 除名に伴う退会については別途会員の懲罰に関する規定に定める。

(法人会員の退会)

第16条 法人会員である賛助会員は第14条ならびに第15条の規定のほか
に法人の解散等による法人格の消滅により退会となる。ただし、統合等により権利が委譲
された場合はその規定に従い届け出た内容を理事会で審議する。

(名誉会員の除名)

第17条 理事会は、下記の行為をなした名誉会員に対して、除名する決議を行い、総会
に諮ることが出来る。

- (1) 反社会的または刑罰法令に抵触する行為で、それが学会の名誉及び社会的信用に影響を及ぼす虞がある行為
- (2) 研究者あるいは技術者としての社会的モラルや品位に欠ける行為であり、それが学会の名誉および社会的信用に影響を及ぼす虞がある行為
- (3) その他、学会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為

2 名誉会員の除名に伴う退会については別途会員の懲罰に関する規定に定める。

(規定の改廃)

第18条 この規定を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

附則

- 1. 平成24年 3月12日制定、施行、平成26年 4月17日一部改定、
平成27年 1月16日 一部改定、平成28年 3月11日一部改定、
平成29年11月17日 一部改定、令和4年 9月13日一部改定、
令和 4年11月 8日 一部改定、令和6年 6月26日一部改定、
令和 7年 7月 8日 一部改定

日本磁気学会 入会申込書

氏 名	ふりがな				
	漢 字	(姓)	(名)		
	ローマ字	(姓)	(名)		
生年月日	_____年（西暦） _____月 _____日生				
出身校 (1) 大学等	_____ 例：**大学**学部**学科 2015年卒 正会員は学校名、学部名等、卒業年次を西暦で記入してください。 学生会員は学校名、学部名等、卒業年次又は卒業見込み年次を西暦で記入してください。				
出身校 (2) 大学院	_____ 例：**大学大学院**研究科**専攻 2015年修士修了 修士あるいは博士課程の大学名、修了年次又は修了見込み年次を西暦で記入してください。				
専門分野 (いずれかを○ で 囲んで下さい)	磁気物理 ソフト磁性材料 ハード磁性材料	人工格子・多層 膜 薄膜・微粒子 計測・生体磁気	磁気光学・マイ クロ波制御・パ ワー機器 計測・観察技術	コンピューター 光磁気記録 磁気記録	
勤務先 (正会員) または 在籍学校 (学生会員)	郵便番号				
	住所				
	勤務先等				
	部課名				
	電話				
	FAX				
	e-mail				
自宅	郵便番号				
	住所				
	電話				
通信連絡先（会誌や各種案内の送付先）： <u>必ずどちらかを○で囲む</u> 勤務先等 ・ 自宅					
学生会員の場合は指導教官名を記入： _____					

公益社団法人日本磁気学会 賛助会員入会申込書

この度、公益社団法人日本磁気学会の趣旨に賛同し下記の通り平成 年度より入会の
申込をいたします。

記

1 会員の種類および会費

賛助会員（法人または個人） 口／年、 万円／年

2 入会申込者・連絡者

(1) 申込団体名

和文：

英文：

申込責任者名

印

所在地（〒 ）

URL

(2) 連絡者名

郵便物送り先（〒 ）

電話

Fax

E-mail

平成 年 月 日

送り先

〒101-0062
千代田区神田駿河台 1-8-11
東京 YWCA 会館 207 号室
公益社団法人 日本磁気学会
03-5281-0106

電話

E-mail

msj@bj.wakwak.com

別表第三

公益社団法人 日本磁気学会 会長殿

退会届

私は公益社団法人日本磁気学会を退会したいので届けます。

氏 名： _____

会員番号： _____

住 所： _____

以上